

締約国に関する情報  
A Z

アゼルバイジャン

附属書 B 1  
A Z

一般情報

国内官庁の名称	Patent and Trademark Office of the Republic of Azerbaijan (アゼルバイジャン共和国特許商標庁)
所在地及び郵便のあて名	124, Mardanov gardashlari str., AZ 1147 Baku, Azerbaijan
電話番号	(99-412) 594 37 70, 594 37 71
ファクシミリ装置	(99-412) 594 37 75
電子メール	office@patent.gov.az azpatent@azstand.gov.az
インターネット	www.azstand.gov.az
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出  他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はFederal Expressの配達サービスを条件とする。
アゼルバイジャンの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、アゼルバイジャン共和国特許商標庁、ユーラシア特許庁(EAPO)又はWIPO国際事務局(附属書C参照)
国内法令 <sup>1</sup> はユーラシア特許庁(EAPO)又はWIPO国際事務局への国際出願を制限するか？	次の場合、出願は制限される： 国家機密を含む出願
アゼルバイジャンが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	国内保護：アゼルバイジャン共和国特許商標庁(国内段階参照)  ユーラシア特許：ユーラシア特許庁(EAPO)(国内段階参照)

[次頁に続く]

<sup>1</sup> アゼルバイジャン共和国特許法第25条。

A Z	アゼルバイジャン (続き)	A Z
アゼルバイジャンを選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許, 実用新案 ユーラシア: 特許	
国際型調査に関するアゼルバイジャンの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
アゼルバイジャンが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
アゼルバイジャンが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は命令に定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	
ユーラシア特許については、附属書B 2のユーラシア特許機構 (EA) を参照		